

規約を備え、代表者と所在地が明らか
●会計経理が明確 ●ほかに補助金の
交付を受けていない ●特定の個人・
団体の利益の増進、宗教や政治活動を
目的としない ●暴力団やその構成員
の統制下でない

6月30日(火)午後5時までに、申請
書などの提出書類を下記へメール、
〒188-8666市役所文化振興課へ郵
送または持参(田無第二庁舎5階)

※申請書などは市HPで配布

文化振興課
042-420-2817
bunka@city.
nishitokyo.lg.jp



市HP

募集

作ってみよう、
ゴーヤの緑のカーテン

地球温暖化対策として効果が期待さ

れる「緑のカーテン」に取り組む方を今
年も募集します。

在住・在勤・在学で、所定の報告
フォーム・郵送(発払い)・エコプラザ
窓口持参のいずれかの方法でアンケー
ト回答および結果写真を提出できる方

60世帯(申込多数は抽選)
5月24日(日)までに、氏名・住所・
電話番号・メール・年齢を申込フォー
ムから

※当選された方には5月26日(火)まで
に、メールまたは電話で連絡します。

苗配布

5月30日(土)午前10時~午後4時
30分 場エコプラザ西東京 1世
帯につき3苗配布 持持ち帰り用袋
エコプラザ西東京

042-421-8585

環境政策課
042-438-4042



申込フォーム

保谷障害者福祉センター
運営委託事業者

保谷障害者福祉センター運営委託
(地域活動支援センター(身体障害など)
を含む)事業について、新たに令和9
年4月1日から実施する事業者を募集
します。

※詳細は市HPへ

障害福祉課 042-420-2804

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にあ

りがとうございました。お名前などの
公表を承諾いただいた方のみ掲載して
います。

谷戸むつみ会 様(いこいなベンチ)

みどり公園課 042-438-4045

けやき小学校保護者の会 様(クイック
テント・ビート板)

青少年育成柳沢あしたば会 様
(クイックテント・フロアマット)

東伏見小学校PTA 様(テント)

本町学童クラブ保護者の会 様
(書籍・DVD・玩具・一輪車)

匿名(玩具)

総務課 042-460-9810

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、
無料です。
※内容についてのお問
い合わせは、各サーク
ルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、
個人情報が含まれているため、
削除してあります。

中小企業事業
資金融資あっせん制度

市内の中小企業者の自主的な経済活
動を促進し、地域産業の振興を図るた
めに設けられた低利の事業資金あっせ
ん制度で、利息の一部を市が補助しま
す。事業資金・創業資金・借換資金の
3つの融資制度があります。申込書類

は産業振興課(田無第二庁舎5階)およ
び取扱金融機関で配布しています。

※詳細は市HPへ

令和9年3月31日(平日のみ・年末年
始を除く)までに、提出書類を産業振興
課(田無第二庁舎5階)へ持参

産業振興課
042-420-2819



市HP

Table with 5 columns: 資金区分, 運転資金, 設備資金, 運転・設備併用, 借換・運転資金, 借換運転・設備併用. Rows include 融資限度額, 償還方法, 償還期間, 融資利率, 利子補給率, 借受者負担率.

耐震化に関する助成制度などを拡充しました!

地震に強いまちづくりを推進するため、耐震化に係る費用の助成や相談会を実施しています。令和8年度から、要件や助成上限
額などの一部を拡充しました。 ※詳細は市HPまたは下記へ ※いずれも事前の申請が必要 ※助成金の予算には限りあり

住宅課 042-438-4052



市HP

木造住宅

耐震診断・耐震改修・除却費用の助成

対象 現に居住している住宅で、昭和56年5月31日以前に建築されたものまたは平成12年5月31日以前に建築された地上2階建て以下の木造軸組
在来工法によるもの 拡充

助成額

- 耐震診断：費用の3分の2(上限15万円) 拡充
耐震改修：費用の2分の1(上限150万円) 拡充
除却：費用の3分の1(上限50万円) 拡充

※除却は昭和56年5月31日以前に建築されたもののみ

耐震シェルター等設置費用の助成

対象 65歳以上または身体障害者手帳(1~4級)をお持ちの方がいる世
帯で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
助成額 費用の10分の9(上限30万円)

無料相談会

毎月1~2回開催。詳細は市報、市HPでお知らせ

市内の平成12年5月31日以前に建築された地上2階建て以下の木造
一戸建てで、自ら所有し居住している住宅 拡充



分譲マンション

耐震診断・補強設計・耐震改修等費用の助成

対象 昭和56年5月31日以前に建築された階数が地上3階以上のもの

助成額

- 耐震診断・補強設計：費用の3分の2(上限200万円)
耐震改修など：費用の23%(上限2,000万円) 拡充

耐震アドバイザー派遣

対 昭和56年5月31日以前に建築された階数が地上3階以上のもの

一般緊急輸送道路 NEW ・ 特定緊急輸送道路

耐震診断(一般のみ)・補強設計・耐震改修等費用の助成

対象 緊急輸送道路に接し、昭和56年5月31日以前に建築され、道路幅
員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

助成額

- 耐震診断：費用の10分の9
補強設計：一般は費用の6分の5、特定は費用の10分の10
耐震改修など：一般は費用の6分の5、特定は費用の10分の9
※各助成の上限については、建築物の種類により異なります。

ブロック塀など

対象 避難路に面し、明らかな違反建築物でなく、倒壊の危険性があると
判断されたブロック塀など

助成額 費用の3分の2(上限8万円/m)